

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年 9月 1日

担	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 古賀 睦之
	主任賃金指導官 赤川 敦子
当	賃金指導官 若月 知宏
	電話 3512-1614

東京都最低賃金を958円に引き上げます

= 発効日は平成29年10月1日です =

東京労働局長（勝田 智明）は、東京都最低賃金を26円引き上げ、時間額958円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月5日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）に対し諮問を行いました。
同審議会は審議の結果、8月7日、現行の時間額932円を26円引き上げて、958円に改正する（引上率2.79%）ことが適当である旨の答申を行いました。
これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額958円とする決定を行い、本日（9月1日）官報公示を行いました。これにより、効力発生日は平成29年10月1日となります。
- 2 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、以下の助成金制度を設けています。
 - （1）業務改善助成金
事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。
 - （2）キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
有期契約労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成するもの。
 - （3）人事評価改善等助成金
生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行うもの。

- 3 上記2の助成金制度のほか、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」(電話 0120 311 615)を設けています。

[参考1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考2]

東京都最低賃金の改正状況(過去10年間)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
引上額	20円	27円	25円	30円	16円
時間額	739円	766円	791円	821円	837円
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
引上額	13円	19円	19円	19円	25円
時間額	850円	869円	888円	907円	932円

[参考3]

近隣各県における平成29年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額(引上額)	発効日(予定)
埼玉	871円(26円)	10月1日
千葉	868円(26円)	10月1日
神奈川	956円(26円)	10月1日
山梨	784円(25円)	10月13日

[参考4]

助成金制度問い合わせ先

- ・上記2(1)業務改善助成金

東京労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当)

電話03-6893-1100

- ・上記2(2)キャリアアップ助成金、及び(3)人事評価改善等助成金

事業所の所在地を管轄するハローワーク、及び東京労働局ハローワーク助成金事務センター